

北上地区消防組合訓令第3号

消防機関

北上地区消防組合管理者の権限に属する事務の補助執行に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成24年6月7日

北上地区消防組合
管理者 北上市長 高橋敏彦

北上地区消防組合管理者の権限に属する事務の補助執行に関する規程の一部を改正する訓令

北上地区消防組合管理者の権限に属する事務の補助執行に関する規程（昭和51年北上地区消防組合訓令第3号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(補助執行の範囲)</p> <p>第2条 消防長に補助執行させる事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>市町村職員共済組合、市町村職員互助会及び市町村職員退職手当組合</u>に係る届出、申請及び請求に関すること。</p> <p>(3)～(5) [略]</p>	<p>(補助執行の範囲)</p> <p>第2条 消防長に補助執行させる事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>岩手縣市町村職員共済組合、岩手縣市町村職員健康福利機構及び岩手縣市町村総合事務組合</u>に係る届出、申請及び請求に関すること。</p> <p>(3)～(5) [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この訓令は、公布の日から施行し、平成24年5月1日から適用する。